

令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き

1 受付期間

前期：令和7年5月7日(水)～令和7年9月30日(火)まで(消印有効)

後期：令和7年10月6日(月)～令和8年2月27日(金)まで(消印有効)

補助対象となる設備を新規に設置した後、申請書等を提出してください。

※前期、後期それぞれの予算額に達した時点で受付を終了します。

(予算額及び申請状況等は、前橋市のホームページでご確認ください。)

2 補助対象者

次のいずれにも該当する個人です。

○前橋市内の自ら居住し住民登録がされている事業兼用住宅を含む住宅（以下、「住宅」という。）に未導入の補助対象となる設備を令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)までに新規で購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出できる方

※保証書記載の引き渡し日が令和7年4月1日以降であれば対象となります。

○市税を滞納していない方

○前橋市内に本店・支店・営業所等がある事業者から設備の購入又は設置工事を行った方

<対象とならない例>

- ・賃貸住宅（アパート等）に設置した場合
- ・別荘等、継続的に使用すると認められない建物に設置した場合
- ・中古品や転売品を設置した場合

3 補助対象設備及び要件

(1) 自家発電型給湯機

ア 燃料電池コージェネレーション（通称：エネファーム）

①国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

参照ページ：<https://jutaku-shoene2025.ml.it.go.jp/manufacturer/search/product/high-efficiency-water-heater-ec>

イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機(通称：おひさまエコキュート)

①国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」の対象として給湯省エネ事業事務局の登録を受けた製品であること。

※エコキュートではなく、おひさまエコキュートが対象となりますので、販売店又はメーカーにご確認ください。

参照ページ：<https://jutaku-shoene2025.ml.it.go.jp/manufacturer/search/product/high-efficiency-water-heater-ec>

(2) 定置用蓄電池設備

①国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

参照ページ：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

②自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備からの電力が使用できること。

(3) V2H(電気自動車充給電設備)

①「一般社団法人次世代自動車振興センター」が実施する補助金の対象として指定されているもの。

参照ページ：<https://www.cev-pc.or.jp/>

②電気自動車等と住宅との間で相互に電力供給できるもの。

③自ら設置する再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備からの電力が使用できること。

* 太陽光発電設備導入加算

① 自らが居住する住宅への設置であるもの。

② 発電出力が1kW以上10kW未満のもの。

③ 発電される電力が、自らが居住する住宅で30%以上使用（自家消費）されるもの。

④ 日本産業規格等に適合したもの。

⑤ (1)～(3)の機器と同時に太陽光発電設備を新規で導入した場合に一度限り加算。

4 補助金額

補助金額は以下のとおりです。

	補助対象設備	交付金額
(1)ア	燃料電池コージェネレーション	30,000円
(1)イ	太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機	
(2)	定置用蓄電池設備	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
(3)	V2H(電気自動車充給電設備)	50,000円
*	太陽光発電設備	30,000円

※1世帯につき(1)から(3)でそれぞれ1基を限度とします。また、過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。

※定置用蓄電池設備の蓄電容量は小数点第二位以下を切捨てて計算してください。

(例) 蓄電容量3.24kWhの定置用蓄電池設備を設置する場合

$$3.2\text{kWh (小数点第二位切捨て)} \times 10,000\text{円} = \underline{32,000\text{円}}$$

(補助金額)

※(1)～(3)の補助対象設備と同時に太陽光発電設備を新規で導入した場合、補助額に30,000円を加算します。ただし、加算は一度限りです。

5 手続きの流れ

	申請者(設置者)	前橋市
1	申請期間内に申請書類を提出 (窓口、郵送、メール)	➡ 受付・審査
2	「交付決定通知書兼確定通知書」到着	← 受理した日から2週間以内に交付決定
3	補助金の受け取り	← 受理した日から1か月以内に補助金の支払

6 申請に必要なもの

NO.	提出書類	備 考
1	交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号）	記入例を参考にしてください。
2	補助事業内容説明書（様式第2号）	記入例を参考にしてください。
3	仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）	※仕様、規格等が分かればHPを印刷したものでも可です。 ◆定置用蓄電池設備 蓄電容量が分かる資料も併せて提出してください。
4	補助対象設備の支払を証明する書類の写し（領収書等）	※申請者氏名及び設備の名称等が明記されていて購入先がわかるものです。 ※クレジット払いで領収書が発行できない場合は、市ホームページに掲載の領収書（見本）を参考に作成してください。
5	補助対象設備の設置を証明する書類の写し（保証書等）	※保証書は、設備の型番、製造番号、保証期間、引渡日、申請者氏名、住所等が明記されているものを提出してください。
6	完成写真（カラー）	※申請する全ての設備の写真が必要となります。
7	前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（3ヶ月以内に発行されたもの）（完納証明）	※市税証明発行窓口において請求してください。 ※市県民税の納税証明書などではありませんので注意してください。
8	発電量及び自家消費量に係る根拠書類の写し（シミュレーション等）	※太陽光発電設備導入加算を申請する場合、提出してください。 ※発電される電力が、自らが居住する住宅で30%以上使用（自家消費）されるものであるか確認できるものです。
9	その他市長が必要と認める書類	※定置用蓄電池設備又はV2Hを申請する場合、設置されている再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備の所有者、設置場所、発電容量等が記載されている書類を提出してください（例：購入電力量のお知らせ、接続契約のご案内など）。 上記の書類がない場合は、再エネ発電設備の設置が確認できるカラー写真を提出してください。 ※太陽光発電設備加算を申請する場合、系統連系のお知らせか購入電力量のお知らせなどを提出してください。 ※そのほか必要に応じて、確認書類を提出いただく場合があります。
10	補助金交付請求書（様式第5号）	記入例を参考にしてください。
11	交付申請チェックリスト	※提出する全ての書類にチェックしてください。

7 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- 要項、交付決定の内容等の条件に違反したとき。

8 その他注意事項

- 様式第1号、様式第2号及び様式第5号の交付額部分に訂正があるものは受理できません。
再度新しい用紙を作成してください。
- 全ての書類に記載されている氏名及び住所は、原則として全て同一でなければ補助金は受けられませんのでご注意ください。
※再エネ発電設備の設置が確認できる書類については、住所が同一であれば補助金を受けることができます。
- 提出された書類に不足や不備等がある場合は、郵送又は電話等で確認を行い、訂正をお願いすることがあります。

9 補助対象となる設備の概要

No	設備の種類	概要
(1)ア	燃料電池コージェネレーション (通称：エネファーム)	都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ電気を作り出しながら、その時に出る排熱を利用してお湯を沸かし貯湯するシステムです。
(1)イ	太陽光自家消費促進型自然冷媒 (CO2) ヒートポンプ給湯機 (通称：おひさまエコキュート)	主に太陽光発電設備が発電する時間帯に、太陽光発電の電気と空気の熱を利用してお湯を沸かす貯湯式ヒートポンプ給湯機です。
(2)	定置用蓄電池設備	正極と負極の間をリチウムイオンが移動することで充電や放電を行う二次電池のことです。
(3)	V2H (電気自動車充電設備)	太陽光発電等で創った電気を電気自動車に充電し、夜間や停電時には電気自動車に蓄えた電気を住宅に供給できる設備です。
*	太陽光発電設備	太陽の光を受けることで電気を発電するパネルを、屋根などに設置し、発電する設備です。

消せるボールペンの使用不可

記入例

様式第1号

補助事業内容説明書(様式第2号)の補助金交付申請額と同額になるように記入してください。
金額部分の訂正は出来ません。記入誤りの際は、再度書類を作成してください。

令和 7 年 6 月 12 日

住所 前橋市大手町二丁目12番1号
申請者 氏名 前橋 太郎
電話番号 090-****-****

交付申請書兼実績報告書兼誓約書

令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金の交付を受けたいので、誓約・同意事項に誓約・同意の上、下記のとおり申請します。また私は、暴力団員等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないことを誓約します。

記

1 補助金交付申請額 160,000 円

2 誓約・同意事項

令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付申請書に記入し、交付申請を行います。

住宅販売業者等、本人以外が申請する場合は、委任状の内容を確認し、手続代行者欄を記入してください(本人が申請する場合は記入不要)。

3 添付書類

- (1) 補助事業内容説明書
- (2) 仕様書(カタログなど性能基準がわかるもの)
- (3) 補助対象設備の支払を証明する書類の写し(領収書等)
- (4) 補助対象設備の設置を証明する書類の写し(保証書、自動車検査証記録事項等)
- (5) 完成写真(事業着手前後の写真、外部給電機能付電動車は車両の写真)
- (6) 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 委任状

私は前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付申請を
手続代行者として事務等に関する全ての事項を委任します
手続代行者

E-mailは、メールでの連絡を希望する場合にアドレスをご記入ください(希望しない場合は空欄)。

業者名 (氏名)	□□株式会社	担当者	赤城 花子
所在地 (住所)	〒371-0000 前橋市大手町二丁目○番×号		
E-mail	□□@****.jp	電話番号	027-****-****

消せるボールペンの使用不可

記入例

様式第2号

令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金 補助事業内容説明書

1 申請者の概要

住所	〒 371-8601 前橋市 大手町二丁目12番1号		
フリガナ	マエバシ タロウ		
氏名	前橋 太郎		
電話番号	090-****-****	E-mail	taro-maebashi@〇〇〇.jp
住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅	ZEH認定	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし

国のZEH認定を受けていない場合は「なし」にチェックしてください。

※電話番号は、日中連絡がとれる番号をご記入ください。E-mailは、メールでの連絡を希望する場合にアドレスをご記入ください。

申請する給湯機の種類にチェックしてください。

2 補助事業の概要

(1) 自家発電型給湯機

機器の種類	<input type="checkbox"/> ア 燃料電池コージェネレーション <input checked="" type="checkbox"/> イ 太陽光自給湯機
交付申請額	30,000 円 算出方法 定額3万円
設置日	令和 7 年 〇 月 × 日 メーカー名 〇〇株式会社
型式(貯湯ユニット、燃料電池ユニット、ヒートポンプユニット)	〇〇株式会社、△△△△

貯湯ユニットとヒートポンプユニット(燃料電池コージェネレーションの場合は、燃料電池ユニットと貯湯ユニット)の両方を記入してください。

(1)~(3)の設置日は、保証書等に記載のある引渡日の日付を記入してください。

カタログや保証書に記載されている容量を記入してください。

(2) 定置型蓄電池

交付申請額	50,000 円 算出方法 蓄電容量 (7 kWh) × 1万円 (上限5万円)
設置日	令和 7 年 〇 月 × 日 再生可能エネルギー利用環境 <input checked="" type="checkbox"/> あり ※全量売電等、充放電に利用できない設備を除く
メーカー名、型式等	〇〇株式会社、△△△△

(1)~(3)のメーカー名、型式等については、それぞれ国が実施する補助金の対象設備となっていることをホームページ等で確認のうえ、記入してください。

(3) V2H (電気自動車充給電設備)

交付申請額	50,000 円 算出方法 定額5万円
設置日	令和 7 年 〇 月 × 日 再生可能エネルギー利用 <input checked="" type="checkbox"/> あり
メーカー名、型式等	〇〇株式会社、△△△△
外部給電機能付電動車	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

* 太陽光発電設備導入加算 ((1)~(3)の機器と同時に太陽光発電設備を新規で導入した場合)

交付申請額	30,000 円 算出方法 定額3万円
設置日	令和 7 年 〇 月 × 日 太陽電池の公称最大出力 4.5 kWh
メーカー名、型式等	〇〇株式会社、△△△△
年間想定発電量	5,200 kWh 年間想定消費電力量 4,000 kWh

金額部分の訂正は出来ません。記入誤りの際は、再度書類を作成してください。

補助金交付申請額	160,000 円
----------	-----------

※様式第1号の1に

消せるボールペンの使用不可

記入例

日付は記入せずに提出してください。

様式第5号

令和 年 月 日

(宛先)前橋市長

住所 前橋市大手町二丁目12番2号

申請者 氏名 前橋 太郎

電話番号 090-****-****

補助金交付請求書

令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金について、下記のと

請求者（申請者）及び金額部分の訂正は出来ません。記入誤りの際は、再度書類を作成してください。

記

交付請求額	1	6	0	,	0	0	0	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---

振込先金融機関名等

振込先 金融機関名	〇〇	銀行・信用金庫	〇〇	本店・支店
		信用組合・農協		支所・出張所
振込 口座番号	普通 当座	No.	0123456	
口座名義	フリガナ マエバシ タロウ			
	前橋 太郎			

※ 振込口座名義は、申請者本人の口座に限ります。

※ 押印省略の場合メール提出可。押印した場合は、原本を提出

提出前に記入内容に間違いがないか確認してください。

制度全般

Q 他の補助制度との併用は可能ですか。

A 可能です。

Q 現地確認を行うことはありますか。

A 必要に応じて実施します。

Q 対象設備の購入又は設置工事を前橋市外の事業者で行った場合も対象になりますか。

A 前橋市内に本店・支店・営業所等がある事業者であれば、対象となります。ただし、グループ会社は対象外です。提出書類の限りでは条件に合致する事業者が行ったものか分からない場合は、確認できる公的書類の提出を求めることがあります。

Q 申請書類一式を令和8年2月27日に投函した場合は有効ですか。

A 消印が申請期間内にあれば受け付けます。ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

Q 複数の対象設備を設置しましたが、複数回に分けて申請することは可能でしょうか。

A 可能です。ただし、過去に申請した設備や重複する設備の申請はできません。

また太陽光発電設備の同時設置に係る加算要件を受ける場合は、補助対象設備と太陽光発電設備は同時に申請してください。

Q 天災や事故等、やむを得ない事情により、減価償却資産の耐用年数より早く補助対象設備を処分しなければならなくなった場合はどうすればよいですか。

A 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状態で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けずに減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間内での当該設備の処分等は認められませんので、期間内に保有が困難になりやむを得ず処分を行なう場合は、事前にご相談ください。なお、処分の内容や目的を勘案し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ただし、補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合は上記の限りではありません。

Q 返還規定はありますか。

A 虚偽の申請であることが判明した場合などは返還を求めます。詳しくは交付要項の「交付決定の取消し又は補助金の返還」を確認してください。

Q 「対象設備と同時に太陽光発電設備を新規で導入した場合に一度限り加算」の「同時」とは、設置日が同じでないと加算を受けることができないのでしょうか。

A 本補助金では令和7年度内に設置したものを同時に設置したものとみなします。

対象設備全般

Q リース（PPA、サブスクリプション等含む）は対象になりますか。

A 対象になりません。

（例）

① 補助対象製品を購入、太陽光発電設備は購入の場合、蓄電池又はV2Hは対象になり、太陽光発電設備も対象となります。

② 補助対象製品、太陽光発電設備はリースの場合、蓄電池又はV2Hは対象になりますが、太陽光発電設備は対象になりません。

③ 補助対象製品をリース、太陽光発電施設は購入の場合、対象になりません。

④ 補助対象製品をリース、太陽光発電施設もリースの場合、対象になりません。

Q 対象設備要件「自ら設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力が使用できること」とは、どのような意味でしょうか。

A 住宅に蓄電池やV2Hを導入する前から太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が設置してある場合又は蓄電池、V2Hと併せて太陽光発電システム等の再生可能エネ

ルギー発電設備を設置した場合は要件を満たしているものとします。蓄電池やV2H単体で設置した場合は要件を満たしていないため、補助金の交付対象にはなりません。

Q 既設の補助対象設備を更新・増設しました。補助金の対象になりますか。

A 対象になりません。なお既設の補助対象外設備から補助対象設備に更新した場合は、対象になります。

Q 既存設備のうち附帯設備や消耗品のみ更新する場合も対象になりますか。

A 対象になりません。

燃料電池コージェネレーション

Q 補助事業内容説明書（様式第2号）のメーカー名は何を記入すればよいでしょうか。

A メーカー名は「一般社団法人燃料電池普及促進協会」が指定している製品の製造事業者名またはブランド事業者名を記入してください。なお、製品に貼ってあるラベルに明記されているメーカー名と指定されている製品のメーカー名が異なるケースがあります。誤記を防ぐため、記入の際は必ず「一般社団法人燃料電池普及促進協会」のホームページをご確認いただき、記入してください。

参照ページ：<http://fca-enefarm.org/subsidy02/outline/page03.html>

Q 「型式」の箇所は何を記入すればよいでしょうか。

A 「燃料電池ユニット」「貯湯ユニット」両方の型式を記入してください。

太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機（おひさまエコキュート）

Q エコキュートは補助金の対象になりますか。

A 対象になりません。

Q エコキュートは対象とせず、おひさまエコキュートを対象としているのはなぜですか。

A 本市では、再生可能エネルギーの導入・利用を促進していることから、再エネである空気熱と太陽光発電の電力を利用するおひさまエコキュートを対象としています。夜間に沸き上げを行うエコキュートに対して、おひさまエコキュートは、日中の空気熱と太陽光発電の電力を利用するため、高効率でCO2排出量も削減できる効果があります。

定置用蓄電池設備

Q 電気自動車に搭載されている蓄電池は対象になりますか。

A 対象になりません。1ページに記載してある対象設備要件を満たす定置用蓄電池設備が対象になります。

Q 太陽光発電設備を導入した時にハイブリットパワーコンディショナーを設置しており、今回は蓄電池ユニットのみ購入したいのですが、対象になりますか。

A 対象になります。

V2H（電気自動車充給電設備）

Q V2H（電気自動車充給電設備）とは具体的にどのような設備が対象になりますか。

A V2H（電気自動車充給電設備）とは、“Vehicle to Home”の略称で、電気自動車（Electric Vehicle）等に搭載された電池から家庭（Home）に電力を供給できる機能です。よって、家庭の電気を車に充電できても、車から家に電気を供給できない設備（電気自動車充電設備）は、補助対象外となります。

Q V2H（電気自動車充給電設備）のみ申請することは可能ですか。

A V2Hを利用できる電動車を所有していれば補助対象となります。この場合、利用する車両が外部給電機能付きであることがわかる書類を申請時に提出してください。

Q V2H以外のEV・PHV充電用コンセント等の充電設備は補助対象となりますか。

A 対象になりません。

太陽光発電設備

Q 太陽光発電設備を設置しました。燃料電池コージェネレーションや太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機(おひさまエコキュート)、定置用蓄電池設備、V2Hは設置していません。補助対象となりますか。

A 補助対象になりません。補助対象設備と同時に太陽光発電設備を新規で導入した場合、補助額に30,000円を加算します。

Q 更新・増設は補助対象になりますか。

A 対象になりません。敷地内の野立てやカーポート、倉庫の屋根等に増設した場合も同様です。

Q 全量売電は対象となりますか。

A 対象になりません。導入した住宅で30%以上使用(自家消費)されることが要件です。

Q PPAやリースでの設置は対象となりますか。

A 対象になりません。

必要書類

Q 転居したばかりなのですが、完納証明(未納税額のない証明)は転居前の自治体のもので大丈夫でしょうか。

A 前橋市から発行された完納証明(未納税額のない証明)を提出してください。

Q 交付申請額を間違えて記入してしまいました。訂正印で大丈夫でしょうか。

A 交付申請額等金額部分の訂正は認められません。新たに書類を作成し直してください。

Q 補助対象設備の支払を証明する書類について、領収書ではなく口座振込用紙しかありませんが申請は可能でしょうか。

A 金融機関の出納済印があるなど、確実に支払ったことがわかる場合は可としますが、原則は設置業者から領収書の発行を受け、申請してください。

Q 設置費用について、クレジットカード払いで領収書が発行できない場合、どのように対応すればよろしいでしょうか。

A HPに掲載している領収書(見本)を参考に作成し、提出してください。

Q メールでの申請は可能ですか。

A 可能です。メール申請の際は、平日8時30分から17時15分の間には事務局まで電話し、メールが到着していることをご確認ください。

Q メールでの申請を予定していますが、完納証明等の公的証書の原本を別途郵送する必要はありますか。

A 原本をスキャンするなど、電子化したものを申請書類一式に添付いただければ、原本の別途提出は不要です。

Q 複数回申請をしますが、完納証明等の公的証書はその都度新しいものが必要でしょうか。

A 同じ証書のコピーを添付いただくので構いません。ただし、発効日から3ヶ月以上経過する場合は、新たな証書の発行を受け、提出してください。

その他

Q 押印する場合、印鑑は実印ですか。

A 全ての書類で押印は省略可能ですが、押印する場合は認印でもかまいません。ただし、全て

の書類で同じ印鑑を使用してください。

Q 消せるボールペンで記入してしまったのですが、このままで大丈夫でしょうか。

A 消せるボールペンの使用はできません。再度記入し提出してください。

Q 補助対象者について、市長が適当と認めたときとはどのような場合ですか。

A 設置者（領収書の名義人）が単身赴任等により、住民登録を一時的に市外へ異動させてしまっているため、設置者とは別の当該設置住宅に住む者（家族）が申請する場合などが該当します。原則として、全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一でなければ補助金は受けられませんが、上申書の提出及び事実関係が分かる書類（戸籍謄本等）を添付いただくことで補助要件の適否を審査します（確実な補助を保障するものではありません）。